

紫波町固定資産の共有代表者の選定に関する要綱を次のように定める。

令和 3 年 7 月 30 日

紫波町長 熊 谷 泉

紫波町固定資産の共有代表者の選定に関する要綱

(目的)

第 1 この要綱は、共有物に係る固定資産税の連帯納付義務について、納付の履行を請求する対象者（以下「共有代表者」という。）の選定について定めることにより、固定資産税の賦課徴収に係る事務を円滑に遂行することを目的とする。

(共有代表者の選定)

第 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、共有代表者の選定を行うものとする。

- (1) 固定資産（土地及び家屋をいう。以下同じ。）を共有物とする登記があったとき。
- (2) 登記簿に登記されていない固定資産及び償却資産を共有物とする申告があったとき。
- (3) 共有物について、所有権移転により、共有者の持分又は構成員に異動があったとき。
- (4) 固定資産の所有者が死亡し、複数の現所有者が納税義務者となったとき。
- (5) その他固定資産税の賦課徴収に係る事務を処理する上で町長が適当と認めるとき。

(選定の基準)

第 3 町長は、別表に掲げる選定基準により、上位の者を共有代表者に選定するものとする。ただし、選定後に住所（法人にあっては所在地）の異動があった場合の再選定は行わないものとする。

2 町長は、前項の規定により選定された共有代表者が賦課徴収に係る事務に支障があると認められる場合は、次順位の者を共有代表者として選定するものとする。次順位以下の者が賦課徴収に係る事務に支障があると認められる場合も、また同様とする。

3 共有代表者に所有権移転の異動があった場合は、新所有者は共有代表者を承継する。

4 前項の場合において、新所有者が複数いるときは、新所有者の中から第 1 項の規定により共有代表者を選定するものとする。

(届出による変更)

第 4 第 3 の規定にかかわらず、共有物の所有者は、所有者間の協議に基づき共有代表者の変更を町長に依頼することができる。ただし、選定された共有代表者が現所有者に該当する場合は、紫波町固定資産現所有者の申告及び相続人代表者の指定に関する要綱（令和 2 年紫波町告示第 168-8 号）の定めるところによる。

2 前項の規定による依頼は、固定資産共有代表者変更依頼書（別記様式）によるものとする。

3 町長は、前項の依頼があったときは、当該依頼により共有代表者を変更するものとする。ただし、共有代表者として依頼された者が、賦課徴収に係る事務に支障があると認められる場合は、当該依頼を無効とし、その旨を通知する。

(職権による変更)

第 5 町長は、第 3 の規定により選定され、又は第 4 に規定する依頼により変更された共有代表者が、賦課徴収に係る事務に支障があると認められる場合は、共有代表者を変更するものとする。この場合において、共有代表者の選定基準は、第 3 の規定を準用するものとする。

(通知)

第6 町長が共有代表者を選定した場合は、固定資産税納税通知書の交付をもってこれを通知する。ただし、固定資産税納税通知書の交付を行わない場合にあっては、固定資産税課税台帳の閲覧に供することをもって通知したものとみなす。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表(第3関係)

順位	選定基準
1	(相続の場合) 現所有者代表として申告のあった者
2	紫波町内に住所又は所在地を置く者
3	岩手県内に住所又は所在地を置く者
4	持分の多い者
5	登記簿の記載順が上位の者
6	(相続の場合) 相続順が上位の者
7	(相続の場合) 生まれの早い者